

# 第129回三重県森林審議会 事項書

日時：令和4年8月24日(水)

14:00～16:00

場所：三重県勤労者福祉会館6階研修室

## 1 開 会

## 2 報告事項

(1) 地域森林計画の樹立・変更について（事前説明）

(2) 三重の森林づくり基本計画の実施状況（令和3年度版）について

## 3 その他

## 4 閉 会

### 【資料一覧】

三重県森林審議会委員名簿

第129回三重県森林審議会座席表

三重県森林審議会の法的根拠について

三重県森林審議会運営要領

資料1：地域森林計画の樹立・変更について

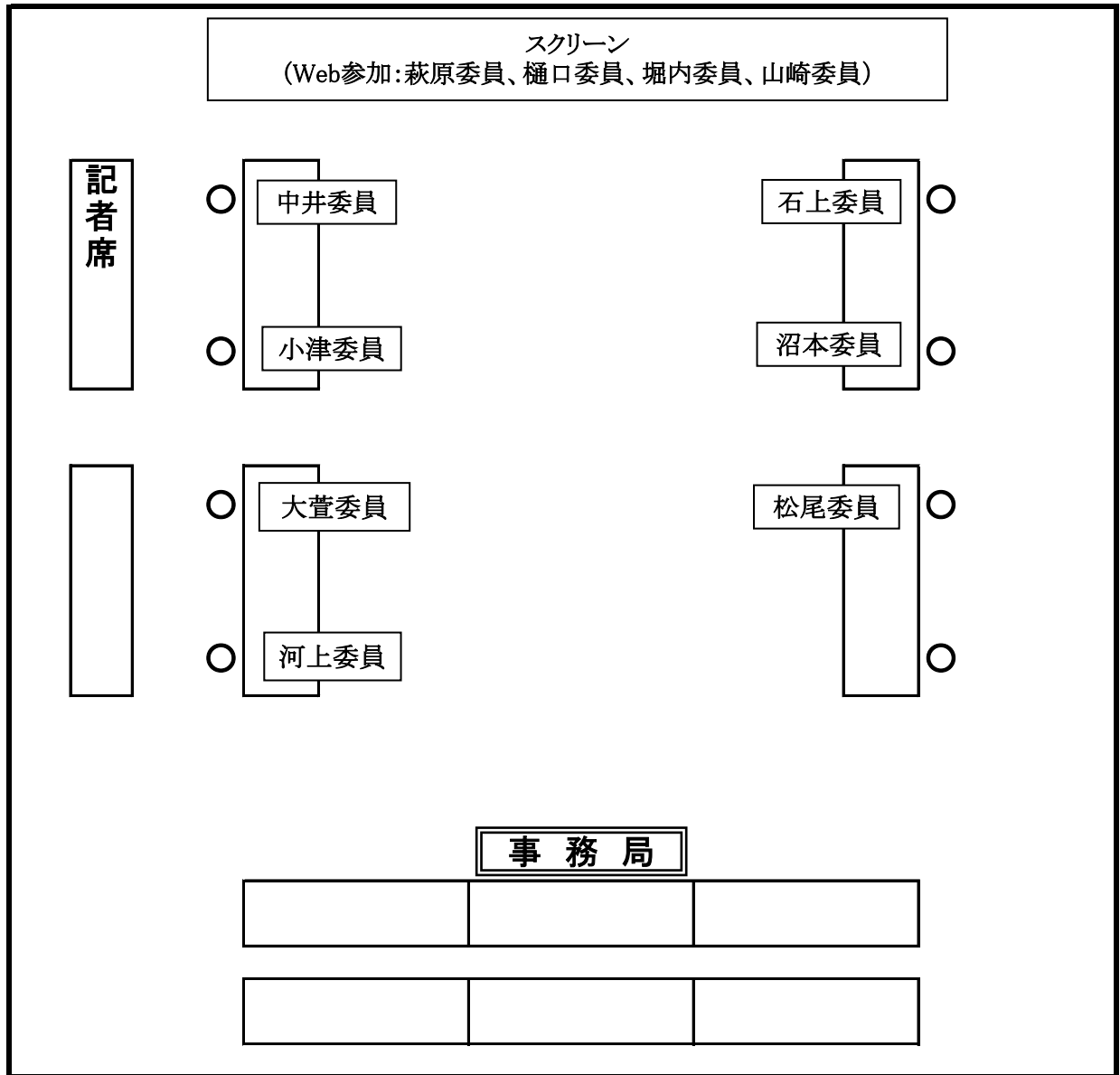
資料2：三重の森林づくり実施状況（令和3年度版）について

## 三重県森林審議会委員名簿

番号	氏名	所属	森林保全部会	在任年数	区分	出欠
1	上田 和久	三重県森林組合連合会代表理事会長	○	2期	団体	欠席
2	木村 京子	三重県環境学習情報センター センター長	○	1期	団体	欠席
3	小津 泰明	松阪地区木材協同組合 理事長		3期	団体	出席
4	柏木 はるみ	NPO法人「みえ里山自然ふれあいの会」代表理事		4期	NPO法人	欠席
5	大萱 宗靖	三重県林業研究グループ連絡協議会会長	○	1期	団体	出席
6	河上 敢二	熊野市長		4期	官公庁	出席
7	石上 公彦	三重森林管理署長	○	2期	官公庁	出席
8	中井 毅尚	三重大学教授	○	2期	学識経験者	出席
9	沼本 晋也	三重大学准教授	○	3期	学識経験者	出席
10	萩原 義雄	株式会社 萩原建設 代表取締役		2期	業界	出席(WEB)
11	樋口 勝幸	三重県木材組合連合会		3期	団体	出席(WEB)
12	堀内 楓子	三重県林業経営者協会 叶林業合名会社	○	2期	団体	欠席
13	松尾 奈緒子	三重大学講師		4期	学識経験者	出席
14	山崎 美幸	株式会社 百五総合研究所		3期	シンクタンク	出席(WEB)
15	林 佳織	三栄林産株式会社 ノッティーハウスリビング店長		1期	業界	欠席
	計 15名				学識経験者3名	出席 6名
					NPO法人1名	出席(WEB) 4名
					団体6名	欠席 5名
					官公庁2名	
					その他3名	

第129回三重県森林審議会 座席表

令和4年8月24日



## 1 森林法（抜粋）

（設置及び所掌事務）

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。
- 3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

（組織）

第70条 都道府県森林審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

（政令への委任）

第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

※第69条及び第72条は、削除。

## 2 森林法施行令（抜粋）

（都道府県森林審議会の部会）

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

### 3 三重県森林審議会部会設置規則（昭和50年1月14日三重県規則第1号）

第1条 森林法施行令第7条の規定に基づき、三重県森林審議会に保全部会を置く。

第2条 森林保全部会に所属する委員の数は、若干名とする。

第3条 森林保全部会は、森林の保全に関する事項を審議する。

## 三重県森林審議会運営要領

森林・林業経営課

(庶務)

第1条 三重県森林審議会(以下「審議会」という。)の庶務は、三重県農林水産部森林・林業経営課において処理する。

(参与等)

第2条 審議会の事務を処理するため審議会に参与、幹事並びに書記を置くことができる。

(委嘱)

第3条 参与、幹事並びに書記は、会長がこれを委嘱する。

(招集)

第4条 会議は次の場合に会長が召集する。但し、任期満了に伴い会長が不在の場合には、前会長がこれを行う。

- 1 知事より諮問のあったとき。
- 2 会長が必要と認めたとき。
- 3 3名以上の委員会から請求があったとき。

(通知)

第5条 会長は会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを総ての委員に通知しなければならない。

(議長)

第6条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

(職務代行者の選任)

第7条 森林法第71条第3項に定める、会長に事故があるときに職務を代行する者は、委員の改選後、最初に開かれる審議会において委員の互選によりあらかじめ定めるものとする。

(会議の成立)

第8条 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第9条 審議会の議事は出席委員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事参与の制限)

第10条 審議会の委員は自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない。

(議事録)

第11条 会長は議事録を作成しなければならない。

(部会)

第12条 審議会の部会運営については、本規定を準用する。この場合「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会の緊急開催)

第13条 任期満了に伴い会長が不在の場合に、やむを得ない理由により緊急に部会を開く必要がある場合は、前会長が指名する委員をもってこれを行うことができる。

(報告)

第14条 部会の審議結果については、次回の審議会において報告するものとする。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(緊急時の措置)

第16条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、会長が認めた場合には、第9条の規定による議決権を書面により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は審議会に出席したものとみなす。

(雑則)

第17条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は平成8年1月25日から施行する。  
この要領は平成10年4月1日から施行する。  
この要領は平成14年4月1日から施行する。  
この要領は平成16年4月1日から施行する。  
この要領は平成20年4月1日から施行する。  
この要領は平成24年4月2日から施行する。  
この要領は平成29年7月26日から施行する。  
この要領は令和2年12月4日から施行する。